

令和6年3月11日

令和5年度第12回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和6年3月11日（月曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館 1階 大ホール
3. 閉会年月日 令和6年3月11日（月曜日） 午後2時17分

4. 議案

- 議案第55号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第56号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第57号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第58号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 議案第59号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
- 議案第60号 浪岡農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第61号 相続税の納税猶予に関する証明書の交付について
- 議案第62号 青森市農地移動適正化あっせん基準及び青森市農地移動適正化あっせん基準細則の改正について
- 議案第63号 青森市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領に基づく非農地判断について
- 議案第64号 競（公）売買受適格者の証明について
- 報告第40号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
- 報告第41号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	2 番 安 部 浩 一	3 番 一 戸 昭 憲
4 番 大 柳 建 秀	5 番 鎌 田 清 勝	6 番 工 藤 隆 志
7 番 窪 寺 洋 志	8 番 齊 藤 光 朗	11 番 豊 川 明 子
13 番 中 村 美 喜 雄	14 番 成 田 貴 吉	15 番 西 澤 清 光
16 番 野 口 友 子	17 番 福 士 修 身	18 番 安 田 昌 樹
19 番 山 田 正 樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

9 番 澤 田 今日一	12 番 長 野 英 雄	
-------------	--------------	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1 番 千 島 修	2 番 澤 田 秀 一	3 番 福 士 博 人
4 番 工 藤 隆 正	5 番 木 立 忠 徳	6 番 風 晴 繁 雄
7 番 山 内 洋 一	8 番 山 田 五 月	9 番 川 村 忠 則
10 番 佐 藤 量 一	11 番 小 泉 作 郎	12 番 芥 藤 直 美

13番 石川正光	14番 奈良岡和也	15番 野呂正幸
16番 石村英康	17番 三上紘史	18番 出町鉄昭
19番 細川隆雄		

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

なし		
----	--	--

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小笠原 訓史	事務局 次長	工藤 哲也
事務局 分室長	佐藤 保	主 幹	古田 正之
主 幹	工藤 武	主 査	山内 武志
主 査	後藤 史央	主 事	齊藤 諒
主 事	前田 泰仁		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

青森市農業委員会農業委員 18 名中 16 名が出席しております。過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。また、農地利用最適化推進委員は 19 名が出席しております。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、ただいまから、令和 5 年度第 12 回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。11 番豊川明子委員、13 番中村美喜雄委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議長（福士修身会長）

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長（福士修身会長）

ただいまより議案審議に入ります。

議案第55号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が11件、賃借権設定が18件、使用貸借権設定が2件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから11ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人又は貸人については労力不足及び新規就農者へ賃貸するためであり、譲受人又は借人については、経営規模の拡大及び新規就農のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりとなります。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、まず、4ページの所有権移転 申請番号150番 ●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議長（福士修身会長）

●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

●●です。よろしくお願いします。申請に至った理由ですが、購入しようとする農地は、妻の親類が亡くなり相続人から相続された土地です。その土地は、妻の父親の兄の土地で耕作者に賃貸しておりました。以前からお米を扱う保管業務をしており、農家さんとの付き合いも多く話を聞いているうちに自ら取得購入したいと思っていました。今後は、農地の規模拡大と農機具の購入も考えております。ただ経験がございませんので、梵珠ファームの協力の下で始めたいと思い申請しました。

○議長（福士修身会長）

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷と言います。●●さん、今日のご苦労様でございます。2点ほどお尋ねします。

1点目です。もし差し支えなければ、梵珠ファームとの関係をお知らせ願えればと思います。

2点目です。今年からやるようですけれども、作付けする品種は何をお考えか。それから苗づくりはどうしようと思っているか、その辺をお知らせ願えれば。

○●●●●氏

まず、梵珠ファームとの関係性ですが、私は会社を経営してまして、うちの役員が婿ではないですが、梵珠ファームの娘さんと結婚しまして、身内ではないですけれども、近い存在なので梵珠ファームさんに甘えてスタートしたいなというところです。

「まっしぐら」と「はれわたり」を半々で考えておりまして、苗等も梵珠ファームさんと話をしながら甘える形ですけれども、色々そこからスタートしたいなと思っております。

○秋谷委員

はい、ありがとうございました。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。

それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日は大変ありがとうございました。

（●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

続きまして、4 ページの所有権移転 申請番号 152 番 ●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうち、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議長（福士修身会長）

●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

名前は●●●●です。申請に至った経緯としましては、今まで会社員をしながら、実家の農家を手伝ってきました。地域の水稲組合だったり、五郷水稲栽培組合に参加させて頂いている時に組合員の方に農家の素晴らしさを教えて頂いて、そこからりんご栽培にも興味を持つようになりました。妻の後押しもあり、園地を借りてりんごの栽培を去年しました。このたび所有者から譲り受けることができることになったため、今回の申請に至りました。

○議長（福士修身会長）

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

●●さん、ご苦労様です。3 点ほどお尋ねします。

1 点目ですけれども、今回購入しようとするりんご園地の状況、どういうりんご園地か。

例えば品種とか、わい化、丸葉、何年生、その辺をお知らせ願えればと思います。

2点目です。農機具を借用する予定の●●●●さん、どういうご関係か。もしよろしければ、関係をお知らせください。

3点目、収支予算書の中に土地改良費 5 万円とありますけれども、土地改良費とは何に使うのか。その辺をお知らせ願えればと思います。

○●●●●氏

お答えさせていただきます。りんご園地の状況は、大きさは8反5畝ありまして、品種としましては、きおう、トキ、弘前ふじ、シナノスイート、ふじの5品種です。樹の年齢に関しては様々ですけれども、だいたい7年から15年くらいだと●●さんから聞いているんですけれども、見た感じ、5年目くらいのもあったりという状態です。

2つ目の質問の●●さんとの関係ですけれども、同じ村ということもあったんですけれども、私がりんご栽培をしたいと興味を持ったときに、村の人達にどこかやれる場所はないかと相談していた中で紹介していただいたのが、●●さんの畑だったということです。

3つ目の土地改良費に関しましては、水路の維持費であったり使用料ということで、私のところが浪岡ダムと本郷ダムの2つ通っているらしく、こういう値段になっている次第です。

○議長（福士修身会長）

これは、薬剤散布用の水って事でよろしいですか。

○●●●●氏

はい、そうです。

○1番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございます。りんごに土地改良はあまり聞いたことがないので、薬剤散布用に使う水ということで、土地改良費。わかりました。ありがとうございます。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。

それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

続きまして、5 ページの賃借権設定 申請番号 155 番 ●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長（福士修身会長）

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

●●●●と申します。申請に至った理由は、実家が三沢市にあるんですけれども、農家でないも、ごぼう、にんにく等を作っていました、よく実家の手伝いをする状況でした。その中で農業おもしろいなということで2年程前から青森市内に家庭菜園をお借りして、自分で実際野菜等を栽培しまして、毎日世話をして見ていく中で、もう少し多く野菜を栽培したいなということもありましたので、自分で出来そうな範囲での畑を探した結果、今回の申請に至ったということです。

○議長（福士修身会長）

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷といいます。●●さん、本日はご苦労様です。2点程お尋ねします。

1点目は、差し支えなければ、●●さん公務員ということですが、どういう関係の公務員か、その辺をお知らせ願いたいと思います。

2点目です。耕運機をお借りする予定の方がイギリスに住んでいる方を予定しているようですが、その辺の関係も差し支えなければお知らせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○●●●●氏

職業、公務員ということですが、県庁の職員で、県農林水産部に所属しております。色々と仕事上では農業委員会さんとやりとりさせていただいている状況です。

耕運機の件ですが、今回お借りする所有者さんが、お父さんが亡くなられた土地を相続という形で受けている方がイギリス在住の娘さんでして、そこにある機械をお借りするということで所有者さんと話をしていたもので、所有者さんがイギリス在住ということになっておりました。



○1 番（秋谷進委員）

耕運機の所有者はお父さん。

○●●●●氏

もともと、お父さんだったんですけども、亡くなられたので娘さんが相続して所有しているという状況です。

○1 番（秋谷進委員）

娘さんが相続したので、もともと娘さんはイギリスに住んでいる方。

○●●●●氏

そうです。

○1 番（秋谷進委員）

今、日本に引越ししたわけではなくて、もともと住んでいる方で、●●さんはお知り合いだった。

○●●●●氏

農地をやりとりできるきっかけは農業委員会さんで出している農地情報のデータから見繕って、連絡させてもらってという形で、今回の申請に至ったので、もともとの知り合いとかではないです。

○1 番（秋谷進委員）

知り合いではない。農地情報を通じて。

○●●●●氏

そうです。

○1 番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございます。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はありがとうございました。

(●●●●氏 退場)

○議 長 (福士修身会長)

続きまして、5 ページの賃借権設定 申請番号 156 番 ●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議 長 (福士修身会長)

●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

はじめまして、●●と申します。今回申請に至った経緯については、昨年度、東青県民局の紹介で●●●●さんの園地でりんごの研修をさせていただき、今回農業を始めるために申請させていただきました。

○議 長 (福士修身会長)

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議 長 (福士修身会長)

はい、1 番秋谷委員。

○1 番 (秋谷進委員)

1 番秋谷といます。●●さん、本日はご苦勞様でございます。

1 点程お尋ねします。将来、りんご作りをしたいとご希望があるようで、我が農業委員会としてもウェルカムです。

ぜひ、りんご作りで新規参入していただければと思っておりますが、1 点だけお尋ねします。りんご作りで高密度栽培がありますが、あれについてどうお考えですか。考えていることがあればお知らせ願えればと思います。

○●●●●氏

高密度については収量をとるとあると思うんですけども、味・品質を考えると私は丸葉の方が良いような気がします。今、海外の方でもりんごの需要が高まっていますので、収

量目的でやる分には良いのかな。その分コストはかかりますけれども、生産コストと利益と考えると合致するのであれば良いと思います。

○1 番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございました。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

質問がないので、それでは●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はありがとうございました。

（●●●●氏 退場）

○議 長（福士修身会長）

続きまして、11 ページの使用貸借権設定 申請番号 174 番の審議を行うにあたり、一戸昭憲委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（一戸昭憲委員 退席）

○議 長（福士修身会長）

それでは、11 ページの使用貸借権設定 申請番号 173 番及び 174 番 ●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議 長（福士修身会長）

●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

●●●●です。吉野田地区でこれからりんご栽培に取り組む予定です。

申請に至った理由ですが、うちで昔からりんご作っていまして、自分も小さい時から手伝ったりして、いつかは自分もりんごを作っていくようになるんだなという考えはありました。会社に勤めていましたが、将来的な事を考えたり、父親とかもそんなに若いわけではないので、今からちょっとずつでも覚えていけば何かあったときに苦なく引き継げるのかなと思って申請に至りま

した。

○議長（福士修身会長）

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷といいます。●●さん、今日のご苦労様です。3点程お尋ねします。

1点目、●●●●さんはお父さん。

○●●●●氏

●●は父です。

○1番（秋谷進委員）

お父さんですか。それ、まず1点目です。

2点目です。差し支えなければ、●●●●さんとはどういう関係の方か。

○●●●●氏

家の隣に住んでいる爺さんです。私もよくわからないけれども、婆さんの兄弟の旦那さんみたいな。

○1番（秋谷進委員）

親類だということかな。

○●●●●氏

親戚です。●●まきです。

○1番（秋谷進委員）

わかりました。

りんごの品種に恋空ですか。どういう品種かお知らせ願えればと思います。

○●●●●氏

一応、極早生になるんですけども、お盆中に入るようなりんごで、私はそんなに美味しいとは思っていないんですけども、親父が植えたのでそれを引き継いでやっていく感じですね。

○1 番（秋谷進委員）

早生りんごなんだ。青いやつ、赤いやつ。

○●●●●氏

赤いやつ。

○1 番（秋谷進委員）

最後に3点目。高密度植栽培、大変流行っていますが、それについてどう考えていますか。

○●●●●氏

聞く話によれば、将来的にみれば、だいぶ取れるような話は聞くのですが、初期投資の部分でみんな、なかなか一歩前を出てこないのかなという話は結構聞くので、補助金とか充実してくれば、みんな手を出してくるんじゃないかなとは思っています。

○1 番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございました。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はありがとうございました。

（●●●●氏 退場）

○議 長（福士修身会長）

これより申請番号174番について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

一戸昭憲委員を入場させてください。

（一戸昭憲委員 入場）

○議長（福士修身会長）

次に、10 ページの貸借権設定 申請番号 168 番の審議を行うにあたり、石村英康推進委員が議事参与の制限を受けますので、同推進委員の退席を求めます。

（石村英康推進委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

石村英康推進委員を入場させてください。

（石村英康推進委員 入場）

○議 長（福士修身会長）

次に、10 ページの賃借権設定 申請番号 170 番及び 171 番の審議を行うにあたり、三上紘史推進委員が議事参与の制限を受けますので、同推進委員の退席を求めます。

（三上紘史推進委員 退席）

○議 長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

三上紘史推進委員を入场させてください。

（三上紘史推進委員 入场）

○議 長（福士修身会長）

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長(福士修身会長)  
ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長(福士修身会長)  
次に、議案第56号を議題とします。  
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の転用を目的とした所有権移転に関する農地法第5条の許可申請が1件となっております。

申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、右上に「議案第56号 関係資料」と記載している資料をご覧ください。

申請番号14番、申請地は2筆、譲渡人、譲受人及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページ目が農地転用計画書、7ページから8ページ目が土地の登記簿、9ページから10ページ目が法人の登記簿、11ページ目が土地改良区に提出された農用施設使用承認申請書、12ページ目が法定外公共物占用等許可申請書となります。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断しております。

第1種農地の転用は原則不許可となりますが、例外許可事由の一つに、「地域の農業の振興に資する施設の用に供する場合」として「農業用施設、農畜産物加工施設、農畜産物販売施設」を設置する場合という基準があります。

本案件は、選果場や冷蔵施設といった農業用施設を設置するものであり、また、施設と一体的に設置される駐車場等は農業用施設に該当することから、例外許可事由に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。



○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 57 号及び第 58 号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 13 件、利用権設定が 7 件の合計 20 件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が 13 ページから 17 ページ、利用権設定の案が 18 ページから 21 ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第 58 号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、当該利用集積計画（案）決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものであります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長（福士修身会長）

それでは、21 ページの賃借権設定 申請番号 83 番の審議を行うにあたり、豊川明子委員が議事  
参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（豊川明子委員 退席）

○議 長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

豊川明子委員を入場させてください。

（豊川明子委員 入場）

○議 長（福士修身会長）

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

それでは、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長(福士修身会長)  
ご異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

○議長(福士修身会長)  
次に、議案第59号を議題とします。  
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局  
本案は、農地中間管理機構が利用権の設定を受けている農地について、貸し手と機構との契約はそのまま、借り手のみを変更するに当たり、農業委員会が、農用地利用集積等促進計画の作成を機構に要請し、最終的には、県知事が計画を認可・公告することになるものであります。

本案の農用地利用集積等促進計画(案)は利用権設定が1件であり、個別の内容につきましては、22ページに記載のとおりであります。

これら農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしていると判断しております。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福士修身会長)  
それでは本案について審議を行います。  
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員  
(意見なし)

○議長(福士修身会長)  
本案について、農用地利用集積等促進計画の作成を青森県農地中間管理機構に要請することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 60 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案につきましては、担当課である農業政策課からご説明いたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、浪岡農業振興地域整備計画の変更案について、説明をお願いいたします。

○農業政策課

農業政策課の木村です。よろしく申し上げます。

議案第 60 号の浪岡農業振興地域整備計画変更案の資料を説明させていただきます。今回は 3 件ございます。

資料の 2 ページ目、土地利用計画図をご覧ください。浪岡字淋城の●●●●氏が、もみ殻貯蔵倉庫の設置及び駐車場の造成を行うため、浪岡字淋城の畑で、農地に指定されている土地の一部を農業用施設の区分に変更するというものです。黄色が「農用地区域」として指定された土地であり、赤で着色した部分が今回の申出地のうち、用途変更を行う場所となっております。

続きまして、資料の 3 ページ目をご覧ください。ジャパンアップル株式会社が、りんご出荷場及び駐車場の造成を行うため、王余魚沢字饅頭坂の畑で、農地に指定されている土地を農業用施設の区分に変更するというものです。

続きまして、資料の 4 ページ目をご覧ください。ジャパンアップル株式会社が、りんご出荷場及び駐車場の造成を行うため、吉野田字荷越沢の畑で、農地に指定されている土地の一部を農業用施設の区分に変更するというものです。

5 ページ目に変更一覧となっており、用途変更の面積は 3 件合計で 11,605 m<sup>2</sup>となっています。

6 ページ目から、変更申出の概要、審査表、図面及び現況写真となっています。

審査内容につきましては、申請された 3 件全てについて、農業経営の効率化のため必要な農業用施設であり、用途を指定すべきと判断しました。説明は以上です。

○議長（福士修身会長）

ただいま農業政策課から説明がありましたが、今回の農業振興地域整備計画が変更となった場

合の農地転用許可基準について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、説明いたします。

右上に議案第 60 号参考資料①②③と記載した資料をご覧ください。

結論から申し上げますが、今回の用途変更 3 件は、すべて転用可能な案件と考えております。

まず、立地基準については、いずれも概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地と判断しております。

第 1 種農地の転用は原則不許可となりますが、例外許可事由の一つに、「地域の農業の振興に資する施設の用に供する場合」として農業用施設等を設置する場合という基準があります。

これらの案件は、もみ殻倉庫、りんご出荷場、農業用機械格納庫といった農業用施設を設置するものであり、また、施設と一体的に設置される休憩所、駐車場は農業用施設に該当することから、例外許可事由に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

説明は以上です。

○議長（福士修身会長）

ただいまの農業政策課及び事務局の説明内容について、質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、浪岡農業振興地域整備計画の変更案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

農業政策課さん、お疲れ様でした。

（農業政策課 退場）

○議長（福士修身会長）

次に議案第 61 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

農地に関する相続税の納税猶予を受けている方は、3 年毎に所轄の税務署に対して、継続の届出書と共に、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」を提出する必要があることから、納税猶予を受けている農地の所有名義人が証明願の申請に至ったものです。

申請に基づき、事務局において農地台帳、農地の状況及び農業所得の税務申告の有無について確認を行った結果、当該農地に関して農業経営を行っているものと判断しております。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、一戸委員どうぞ。

○3 番（一戸昭憲委員）

3 番一戸です。相続税というのは、土地に係る税なのか金額にかかる税なのかお知らせください。

○事務局

相続税につきましては、土地の評価額に応じて係る税金だと認識しております。

以上でございます。

○3 番（一戸昭憲委員）

いくら以上の評価で何%くらい。

○議長（福士修身会長）

事務局の方で、すぐ出ますか。

○事務局

申し訳ございません。すぐに資料が出てきませんので、調べてから後日お答えさせていただきます。

○議長（福士修身会長）

一戸委員よろしいですか。

他にございませんか。

無いようですので、本案について、相続税の納税猶予を受けている農地の所有名義人が、当該農地において農業経営を行っていることを承認し、証明書を交付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、証明書を交付することに決定いたします。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 62 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

議案第 62 号「青森市農地移動適正化あっせん基準及び同細則の改正について」ですが、A4 縦のホチキス留めをした資料で、議案第 62 号関係資料①として改正概要を、関係資料②及び関係資料③として改正案の新旧対照表を、関係資料④及び関係資料⑤としてあっせん基準及び細則の改正案をお配りしております。

なお、関係資料⑤は細則の本文と様式の 2 つに分かれてホチキス止めをしているものです。

それでは説明させていただきます。関係資料①をご用意ください。

まず、今回のあっせん基準等の改正ですが、資料中段の「3 改正理由」に記載したとおり、令和 5 年 3 月 30 日付けで一部改正された国の実施要領等の改正内容を反映させるため改正しようとするものです。

あっせん事業及びあっせん基準等の概要については、「1 農地移動適正化あっせん事業」及び「2 あっせん基準等」に記載のとおりですので、ご説明は割愛させていただきます。

改正理由は、先ほど申し上げましたとおり、国の実施要領等の改正内容をあっせん基準等に反映させるものであり、改正内容につきましては、「4 主な改正内容」にまとめてあります。

なお、関係資料①には概要のみ記載してありますので、詳細な改正内容につきましては、関係資料②及び③の新旧対照表をお手元にご用意いただき、あわせてご覧いただければと思います。

では、「4 (1) 青森市農地移動適正化あっせん基準」の改正内容をご説明します。

主な改正内容は、表に記載している5点となっております。

最初に、「① 農用地等の権利を取得させるべき者に関する規定の一部を削除」については、あっせんの対象者である「農業を営む者」「農地中間管理機構」「農業者年金基金」の3者から、「農地中間管理機構」と「農業者年金基金」を削除するものです。関係資料②の新旧対照表で言えば、右側の列の2 (2) が農地中間管理機構、2 (3) が農業者年金基金であり、これらを削除することにより、2 (1) の農業を営む者だけがあっせんの対象者として残ることになります。

次に、「② あっせんの順位に関する規定の一部を削除」については、先ほどご説明したとおり、あっせんの対象者が「農業を営む者」だけになったことに伴い、従来設けられていたあっせんの優先順位を削除するものです。新旧対照表で言えば、右側の列の4 (2) の農地中間管理機構、4 (3) の農業者年金基金、これらを削除することになります。

次に、「③ 地域計画の区域内におけるあっせん事業に関する規定を追加」については、地域計画の区域内では、「農業を担う者」にあっせんする旨を新たに定めるものであり、新旧対照表で言えば、左側の列の7を追加するとともに、資料裏面の8に一部の文言を追加するという内容となっております。

次に、「④ 地域計画の区域内におけるあっせん等について、農地中間管理機構の活用を促すよう規定を修正」については、地域計画の区域内のあっせんについては農地中間管理機構の事業の活用を促すこととし、申出者の同意が得られない場合に農業委員会によるあっせんを行うこととするものです。

最後に「⑤ 条ずれへの対応」については、今回、「7 地域計画の区域内におけるあっせん事業」の規定が追加されたことに伴い、現行の7から13までの条番号が8から14に変更になるものです。

次に、「4 (2) 青森市農地移動適正化あっせん基準細則」の改正内容をご説明します。

これは、先ほどご説明した「⑤ 条ずれへの対応」と同じく、今回、「7 地域計画の区域内におけるあっせん事業」の規定が追加されたことに伴い、細則の本文及び様式に記載している条番号が変更になるものです。

条番号が変更になるだけであり、細則や様式の内容が変更になるものではありませんので、ご承知おきいただければと思います。

最後に「5 スケジュール (予定)」についてご説明します。

事務局で改正案を取りまとめた後、去る1月24日に関係機関への意見照会を行い、いずれも「意見なし」との回答をいただいております。

本日の月例総会でご審議いただいた後、速やかに青森県知事に認定申請を行い、認定を受けた後、令和6年4月1日から、改正後のあっせん基準等の施行を予定しております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。



○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。  
質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、成田委員。

○14番（成田貴吉委員）

14番成田です。  
なぜ、このようなあっせん基準の細則が改正になったのか、それまでの経緯とか背景を教えてください。

○事務局

今回の改正ですが、これのもとになっている国の実施要領が令和5年4月1日で改正されているというのがひとつございます。そちらを受けて、今回の改正になっているということございまして、国の方の改正の理由というところでいうと、大きくは地域計画への対応というところがひとつあると思います。今回、地域計画の関係の規定が新たに設けられておりまして、地域計画の区域内でのあっせんについて新たに項目が設けられているというのがひとつございます。

今回削除になっている農地中間管理機構、農業者年金基金とかあっせんの対象になっているもので削除になっているものがいくつかあるのですが、これについては平たく言えば必要が無くなったという事で今回削除になっているというものでございます。主な経緯はそういったことでございます。以上です。

○14番（成田貴吉委員）

農業者にとってメリットとかあるのですか。特段ないのですか。

○事務局

メリットという、例えばこれまであった譲渡所得の特別控除ですとかそういったものの金額が変わっているという事ではないので、具体的なメリットで言えば今までと変わらないという事になります。

○14番（成田貴吉委員）

わかりました。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長（福士修身会長）  
ご異議なしと認め、本案について決定いたします。

○議長（福士修身会長）  
次に、議案第 63 号を議題とします。  
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局  
それでは内容についてご説明させていただきます。  
先日、皆様に非農地判断に関する資料を郵送させていただきました、内容の方をご確認いただいたところです。  
その結果、原案から 1 か所変更点生じたので、そちらの方のご説明をさせていただきます。  
お手元の資料、議案第 63 号関係の資料、非農地判断対象農地一覧をご覧ください。1 か所、黒く塗りつぶしてあるところがございます。16 番の●●●●●●●●の土地ですけれども、委員の皆様にご確認いただいた結果、今年度は非農地の判断の対象外にしようということになりました。  
理由としましては、農地としての将来性、可能性が見込まれるということがございまして、何年か様子を見てから判断した方が良いのではないかということで、今年度の非農地判断からは除外することになりました。この 1 か所以外については皆様にご確認いただいたとおり、原案のとおりとなりますので、こちらの方でご審議お願いしたく存じます。  
今回、非農地判断の一覧をご審議いただきますと対象の所有者の方に対して非農地の通知をこちらの方で送ることとなります。今後の流れとなりますので、こちらも併せて説明いたしました。  
では、よろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）  
これより本案について審議を行います。  
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員  
(意見なし)

○議長（福士修身会長）

本案について、別紙「農地に復元して利用することが不可能な土地」に記載のとおり非農地と判断することにご異議ありませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（福士修身会長）

続きまして、本日の追加議案となりました議案第 64 号を議題とします。

本案の競（公）売買受適格者の証明については、競（公）売の公平・公正性に鑑み、審議直前の議案配付としております。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の買受適格証明願とは、裁判所等が行う競売・公売の入札に参加する際に必要となる書類であり、入札参加者が農地を取得できる者であることを農業委員会が証明するものです。

買受適格証明書の交付は、農地法の許可に準じて行うこととされており、今回は耕作目的の申請である農地法第 3 条の許可を出せるか否かが審議事項となります。

申請件数は 1 件、申請人は青森市の農業者であり、その調査内容につきましては、お手元に配付しております「調査書（公売）」のとおりとなっております。

なお、買受適格証明書は農地法に基づく許可書ではないため、落札された場合は、別途許可申請書を提出していただくこととなりますが、その許可に当たっては、改めて月例総会で審議するのではなく、事務局で許可書を交付することとなりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員  
(意見なし)

○議長(福士修身会長)  
本案について、願出人を適格者に決定することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長(福士修身会長)  
ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長(福士修身会長)  
次に、報告第40号を議題とします。  
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局  
本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が2件であり、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済となっております。

○議長(福士修身会長)  
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員  
(了承)

○議長(福士修身会長)  
次に、報告第41号を議題とします。  
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局  
本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が32件となっております。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○各委員

（特になし）

○議長（福士修身会長）

ほかに事務局から何かありますか。

○事務局

委員・推進委員の任期満了に伴う手続きについて

タブレット「現地確認アプリ」の接続方法の変更について

タブレットの電源について

活動記録簿の提出について

定例総会について

農業者年金PR用タオルについて

○議長（福士修身会長）

これをもちまして、令和5年度第12回 青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。